

## 根抵当権の元本の確定請求 宅建 H08-07-4 &lt;&lt;#611&gt;&gt;

【問】 正誤をつけよ。

貸付金債権の元本の確定期日を定めなかった場合で根抵当権設定時より3年を経過したとき、根抵当権設定者は、担保すべき元本の確定を請求でき、請求の時より2週間後に担保すべき元本が確定する。

【答え】 正しい

《ポイント》 根抵当権の元本の確定請求 【発展】

- 1 根抵当権設定者は、根抵当権の設定の時から3年を経過したときは、担保すべき元本の確定を請求することができる。この場合において、担保すべき元本は、その請求の時から2週間を経過することによって確定する。
- 2 根抵当権者は、いつでも、担保すべき元本の確定を請求することができる。この場合において、担保すべき元本は、その請求の時に確定する。
- 3 前二項の規定は、担保すべき元本の確定すべき期日の定めがあるときは、適用しない。  
(民法 398 条の 19 第 2 項)

